

令和7年第9回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和7年5月20日（火） 午前10時00分～

早良区役所 中会議室

議 題

1 議 案

議案第39号	選挙人名簿から抹消する者について	・・・P. 1
議案第40号	在外選挙人名簿に登録する者について	・・・P. 3
議案第41号	選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	・・・P. 5
議案第42号	在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	・・・P. 9
議案第43号	選挙人名簿の登録を行う日について	・・・P. 10
議案第44号	投票区の設置の告示の一部改正について	・・・P. 11

2 そ の 他

今後の委員会開催予定について	・・・P. 13
----------------	----------

議案第39号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和7年5月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 440 人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 163 人 |
| | 市外転出者 | 277 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和7年5月20日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

(参 考)

1 死亡者

令和7年4月1日から令和7年4月30日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和6年12月1日から令和6年12月31日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

区分	男	女	計
死亡	78	85	163
市外転出	135	142	277
合計	213	227	440

議案第40号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和7年5月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 登録する者の数 | 2人 |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 登録年月日 | 令和7年5月20日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

公職選挙法第30条の6第1項 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項の規定による申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

(参考)

(在外選挙人名簿の登録の申請等)

公職選挙法第30条の5第1項 年齢満18年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

(一部省略)

(参考)

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

区分	前回 (R7.4.18現在) 登録者数	登録	抹消		小計	現在 (R7.5.20)の 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録		
男	45	1	0	0	1	46
女	75	1	0	0	1	76
計	120	2	0	0	2	122

議案第41号

選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項の申出に係る、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における早良区選挙人名簿の抄本の閲覧状況（総務省令で定めるものを除く。）を次のように告示により公表する。

令和7年5月20日

福岡市早良区選挙管理委員会

委員長 伊佐 宇為彦

閲覧の年月日	申出者の氏名等	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和6年6月13日 令和6年6月14日	参政党福岡第3支部 支部長 金山 雅紀 福岡市早良区祖原25番25-103号	政治活動	早良区の区域
令和6年6月17日	株式会社 サーベイリサーチセンター 九州事務所 所長 林 雅保 福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号 安川産業ビル4階	福岡県民ニーズ調査の対象者抽出	百道一丁目、西新五丁目、荒江三丁目、賀茂二丁目、野芥七丁目、田村四丁目及び内野三丁目の70人
令和6年7月12日 令和6年7月17日 令和6年7月26日	参政党福岡第3支部 支部長 金山 雅紀 福岡市早良区祖原25番25-103号	政治活動	早良区の区域
令和6年7月22日	株式会社 よかネット 代表取締役 山辺 眞一 福岡市博多区中洲中島町3番8号	福岡県ワンヘルスの森四王子観光マーケティング調査の対象者抽出	百道一丁目、原六丁目及び四箇田団地の30人
令和6年8月8日 令和6年8月23日 令和6年8月30日 令和6年9月6日 令和6年9月13日 令和6年9月19日 令和6年9月27日	参政党福岡第3支部 支部長 金山 雅紀 福岡市早良区祖原25番25-103号	政治活動	早良区の区域
令和6年8月14日	株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗 東京都荒川区西日暮里二丁目40番10号	経済や政治、社会問題などに関する有権者の意識調査の対象者抽出	次郎丸二丁目の15人

令和6年8月21日	岩田 考	地方と中央で生活する若者のライフスタイル、移動、政治意識、選挙行動などに関する意識調査の対象者抽出	早良区の区域の229人 (20歳から39歳まで)
令和6年9月17日	一般社団法人 共同通信社 社長 水谷 亨 東京都港区東新橋一丁目7番1号	日本世論調査会・共同通信社世論調査の対象者抽出	原西第一投票区、飯倉中央投票区及び入部投票区の36人
令和6年9月17日 令和6年9月19日 令和6年9月25日 令和6年10月1日 令和6年10月3日	奥田 ふみよ	政治活動	西新一丁目から七丁目まで及び四箇田団地
令和6年9月20日	読売新聞東京本社 編集局 世論調査部長 杉田 義文 東京都千代田区大手町一丁目7番1号	国の有権者を対象に実施する世論調査の対象者抽出	千隈投票区の45人
令和6年10月2日 令和6年10月10日 令和6年10月17日 令和6年10月24日	参政党福岡第3支部 支部長 金山 雅紀 福岡市早良区祖原25番25-103号	政治活動	早良区の区域
令和6年10月8日 令和6年10月9日 令和6年10月10日 令和6年10月11日	奥田 ふみよ	政治活動	西新第一投票区、西新第二投票区、高取第二投票区及び四箇田投票区
令和6年11月18日	株式会社 サーベイリサーチセンター 九州事務所 所長 林 雅保 福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号 安川産業ビル4階	男女共同参画社会に向けての県民意識調査の対象者抽出	藤崎一丁目、室見五丁目、城西二丁目、昭代三丁目、原八丁目、小田部三丁目、有田五丁目、飯倉六丁目、野芥二丁目、田隈一丁目、次郎丸五丁目、重留七丁目、田村四丁目及び内野三丁目の140人

令和6年12月5日 令和6年12月6日 令和6年12月11日 令和6年12月13日 令和6年12月18日 令和6年12月20日	にえだ 元気	政治活動	四箇一丁目から六丁目まで、重留一丁目から八丁目まで、野芥一丁目から八丁目まで、大字野芥、梅林六丁目及び七丁目、大字梅林、大字西油山、東入部一丁目から八丁目まで、大字東入部、西入部一丁目から五丁目まで、大字西入部、大字飯場、大字曲渕、大字石釜、大字西、大字小笠木並びに大字板屋
令和7年1月22日 令和7年1月23日 令和7年1月29日 令和7年1月30日 令和7年1月31日	にえだ 元気	政治活動	四箇一丁目から六丁目まで、重留一丁目から八丁目まで、野芥三丁目から八丁目まで、大字野芥、梅林七丁目、大字梅林、大字西油山、東入部一丁目から八丁目まで、大字東入部、大字飯場、大字曲渕及び大字石釜

（議案の根拠）

- ・公職選挙法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項による。

（登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧）

公職選挙法第28条の2 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日後5日に当たる日までの間を除き、次の表の上欄に掲げる活動を行うために、同表の中欄に掲げる者から選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があつた場合には、その活動に必要な限度において、それぞれ同表の下欄に掲げる者に選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。この項前段に規定する期間(第二十四条第一項各号に定める期間又は期日に限る。)においても、特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うために、選挙人から当該申出があつた場合には、当該確認に必要な限度において、当該申出をした選挙人に選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認	選挙人	選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした選挙人
政治活動（選挙運動を含む。）	公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。）	選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした公職の候補者等又は当該公職の候補者等が指定する者
	政党その他の政治団体	選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした政党その他の政治団体の役職員又は構成員で、当該政党その他の政治団体が指定するもの

（政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧）

公職選挙法第28条の3 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項に定めるもののほか、統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治又は選挙に関するものを実施するために選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があつた場合には、同項前段に規定する期間を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に、当該調査研究を実施するために必要な限度において、選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

- （1） 申出者が国又は地方公共団体（以下この条及び次条において「国等」という。）の機関である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした国等の機関の職員で、当該国等の機関が指定するもの
- （2） 申出者が法人である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした法人の役職員又は構成員（他の法人と共同して申出をする場合にあつては、当該他の法人の役職員又は構成員を含む。）で、当該法人が指定するもの
- （3） 申出者が個人である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした個人又はその指定する者

（参考）

（選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等）

公職選挙法第28条の4第7項

7 市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、毎年少なくとも1回、第28条の2第1項及び前条第1項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）の状況について、申出者の氏名（申出者が国等の機関である場合にあつてはその名称、申出者が法人である場合にあつてはその名称及び代表者又は管理人の氏名）及び利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

（選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表）

公職選挙法施行規則第3条の4 法第28条の4第7項に規定する総務省令で定める閲覧は、選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うためにした閲覧とする。

2 法第28条の4第7項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 閲覧の年月日
- （2） 閲覧に係る選挙人の範囲
- （3） 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地

議案第42号

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）はなく、その旨を告示により公表する。

令和7年5月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

（議案の根拠）

- ・公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項、第28条の3第1項及び同法施行規則第3条の4第1項の規定による。

（在外選挙人名簿の抄本の閲覧等）

公職選挙法第30条の12 第28条の2から第28条の4までの規定は、在外選挙人名簿について準用する。この場合において、第28条の2第1項中「第24条第1項各号に定める」とあるのは、「第30条の8第1項各号に掲げる」と読み替えるものとする。

議案第43号

選挙人名簿の登録を行う日について

令和7年6月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者の選挙人名簿の登録を行う日を次のように定め、告示する。

令和7年5月20日

福岡市早良区選挙管理委員会

委員長 伊佐 宇為彦

登録を行う日

令和7年6月2日

(議案の根拠)

・公職選挙法第22条第1項の規定による。

(登録)

公職選挙法第22条第1項 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日(同日が地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日(以下この項及び第270条第1項において「地方公共団体の休日」という。))に当たる場合(当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の1日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。))には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。))に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

(参考)

選挙人名簿の定時登録に際して登録月の1日が地方公共団体の休日である場合に、登録日を直後の休日以外の日に定める場合に提出する。ただし、登録月の1日が選挙期日の公示又は告示日から選挙期日の前日までの間にあるときは、1日が休日の場合であっても、1日に登録を行わなければならない(その際の年齢基準日は選挙期日現在となる。))。

議案第 44 号

投票区の設置の告示の一部改正について

投票区の設置の告示（昭和 57 年福市早選告示第 8 号）の一部を次のように改正し、告示する。

令和 7 年 5 月 20 日

福岡市早良区選挙管理委員会

委員長 伊佐 宇為彦

表中

田隈	野芥一丁目、野芥二丁目、野芥三丁目(野芥投票区に属する区域を除く。)、田隈一丁目、田隈二丁目、田隈三丁目(野芥投票区に属する区域を除く。)	
田村	田村一丁目、田村二丁目、田村三丁目、田村四丁目、田村五丁目(野芥第一投票区及び四箇田投票区に属する区域を除く。)、田村六丁目、田村七丁目(四箇田投票区に属する区域を除く。)、四箇一丁目(1 番の一部、2 番の一部)、次郎丸三丁目(29 番、30 番)、次郎丸四丁目(10 番の一部、14 番の一部、15 番の一部、16 番、17 番、18 番の一部、19 番)、次郎丸五丁目(11 番の一部、15 番から 18 番まで)	を
野芥第一	野芥三丁目(1 番、2 番、14 番、16 番から 30 番まで)、野芥七丁目、野芥八丁目、田隈三丁目(17 番から 23 番まで)、田村五丁目(18 番、19 番、27 番)	
野芥第二	野芥四丁目、梅林六丁目、梅林七丁目、大字梅林	」

田隈	野芥一丁目、野芥二丁目、野芥三丁目(野芥第一投票区及び野芥第二投票区に属する区域を除く。)、田隈一丁目、田隈二丁目、田隈三丁目(野芥第一投票区に属する区域を除く。)	
田村	田村一丁目、田村二丁目、田村三丁目、田村四丁目、田村五丁目(野芥第一投票区及び四箇田投票区に属する区域を除く。)、田村六丁目、田村七丁目(四箇田投票区に属する区域を除く。)、四箇一丁目(1 番の一部、2 番の一部)、次郎丸三丁目(29 番、30 番)、次郎丸四丁目(10 番の一部、14 番の一部、15 番の一部、16 番、17 番、18 番の一部、19 番)、次郎丸五丁目(11 番の一部、15 番から 18 番まで)	に
野芥第一	野芥三丁目(26 番から 30 番まで)、野芥七丁目、野芥八丁目、田隈三丁目(17 番から 23 番まで)、田村五丁目(18 番、19 番、27 番)	

野芥第二	野芥三丁目(1番、2番、14番、16番から25番まで)、野芥四丁目、梅林六丁目、梅林七丁目、大字梅林
------	--

」

改める。

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第17条第2項の規定による。

(投票区)

公職選挙法第17条 投票区は、市町村の区域による。

2 市町村の選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、市町村の区域を分けて数投票区を設けることができる。

3 前項の規定により、投票区を設けたときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちに告示しなければならない。

(告示の根拠)

- ・公職選挙法施行令第9条の2の規定による。

(投票区の廃止又は変更の告示)

公職選挙法施行令第9条の2 市町村の選挙管理委員会は、法第十七条第二項の規定により設けた投票区を廃止し、又は変更したときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

そ の 他

○ 今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第10回	定例	6月2日（月）	午前10時	早良区役所 中会議室